

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成30年6月8日(金) 午後2時30分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市役所別館(駐輪場) 8階大会議室

農業委員24名

1番 赤木 英雄	2番 福原 幸一	3番 森 日出輝
4番 東 哲治	5番 眞鍋 宣孝	6番 谷口 憲治
7番 橋本 春利	8番 角居 登	9番 田上 泰則
10番 西富 大二郎	11番 網田 稔	12番 徳永 芳也
13番 西川 秀文	14番 木下 三智也	15番 上妻 孝市
16番 堀 恭子	17番 牧野 正治	18番 西田 廣行
19番 緒方 一臣	20番 竹下 精一	21番 田中 敏郎
22番 木村 憲正	23番 梅田 義弘	24番 宮本 淳一

欠席委員(上記24名中1名が欠席)

20番 竹下 精一

午後2時30分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数24名中23名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日は、大変皆さん田植えの準備等でお忙しい中、多くの方がご出席いただきまして本当にありがとうございます。

ことは6月に入りまして、梅雨も去年より1週間ぐらい早いわけでございますが、大雨が降らないといいことと、台風がまたどうなるか、ちょっとそれしておりますけれども、いろいろ農家の方は大変でございますけれども、健康に注意していただきたいと思っております。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者には6番の谷口憲治委員と7番の橋本春利委員を、書記に事務局の福嶋乃扶子主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

次に、本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から追加議案2件でございます。農地利用最適化推進委員の委嘱についてまで14件でございます。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、29件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員の眞鍋です。

1番から4番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、独立就農のため賃借権の設定をされる申請です。許可後はカボチャを作付される計画です。申請人にはさきの地区委員会に出席いただき、営農計画、販売計画等聞き取り調査を行い、何ら問題がないことを確認いたしました。

2番、3番は関連です。申請人は兼業農家で、経営拡張されるため所有権移転される申請です。許可後はカボチャ、キャベツを作付されます。

4番の申請人は、施設園芸の専業農家で、所有地の隣接地を便宜上取得するための申請です。許可後は露地野菜を作付されます。

以上、1番から4番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、5番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

5番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借り人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

7番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、施設園芸を栽培されている農地所有適格法人で、申請地には水稲を作付される計画です。

8番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

9番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地にはトマトを作付される計画です。

以上、5件につきまして先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、5番から9番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、10番。

15番 上妻孝市委員

15番委員、上妻です。

10番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番は、耕作の便宜上取得される申請です。譲受人はミカンをつくれる専業農家で、申請地にはミカンの苗木をつくれる予定です。

以上1件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審

議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、10番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、11番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

11番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

12番は、兄への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

13番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借り人はハーブ、タマネギを作付されており、許可後はハーブをつくられる計画です。

以上、3件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、11番から13番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、14番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

14番から16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を

作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

15番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻及びトマトを作付されており、許可後は水稻及びトマトをつくられる計画です。

16番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上3件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、14番から16番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、17番。

22番 木村憲正委員

22番、木村です。

17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、経営拡張のための所有権移転の申請でございます。譲受人は水稻、麦を作付されており、許可後も水稻、麦をつくられる計画です。

以上1件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願申し上げます。

議長 長 ただいま、17番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、18番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後はクリをつくられる計画です。

以上、1件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま、地元委員より18番について報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

19番から22番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、代替地取得のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、スイカを生産する専業農家で、許可後はスイカをつくられる予定です。

20番から22番は関連です。新規就農のための使用貸借及び所有権移転をされる申請です。譲受人は許可後は水稻をつくられる計画です。

以上4件、さきの地区委員会において聴き取り調査を行い協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく願いします。

議長 長 ただいま、19番から22番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、23番。

17番 牧野正治委員

17番、牧野です。

23番から29番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

23番と24番は関連でございます。申請は、一般法人の新規参入のた

めの賃貸借による権利設定の申請であります。許可後はキャベツを作付する予定であります。

25番は、経営拡張のための所有権移転による権利移転申請であります。申請人は水稲と柿を生産する専業農家で、許可後は柿を作付する予定であります。

26番は、耕作の便宜上のための取得のための、所有権移転による権利移転申請であります。申請人はスイカ、メロンを生産する専業農家で、許可後はスイカを作付する予定であります。

27番は、経営拡張のための所有権移転による権利移転申請であります。申請人はカボチャとから芋を生産する専業農家で、許可後はカボチャを作付する予定であります。

28番、29番は関連で、申請は、経営拡張のための所有権移転による権利移転申請であります。申請人は米とジャガイモ、タマネギを生産する専業農家で、許可後は大豆を作付される予定であります。

以上7件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、23番から29番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願でございます。1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会で協議状況の報告をお願いいたします。
　　それでは、1番、お願いします。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

1番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

1番は、北区楠六丁目の競売に関する耕作目的での買受適格証明願です。入札期間は、平成30年7月10日から平成30年7月17日までです。願出人は水稲、タマネギ、ブルーベリーを作付される専業農家で、タマネギ、露地野菜をつくられる予定です。

以上1件、さきの地区委員会において聴き取り調査を行い協議した結果、農地法第3条2項の各号に該当しておらず、買受者として適格であると協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり適格者であることを決定いたします。

　　なお、願出人が最高価格申出人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請書が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りします。ご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、そのようにいたします。

　　続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

22番 木村憲正委員

22番、木村です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、農業資材置き場の転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の区域内の農地で第2種農地と判断されます。代替性については検討してあります。土地利用計画は、トラクター、ビニールハウス資材、苗箱置き場で、妥当な面積と思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成30年6月20日から平成30年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、2番。

23番 梅田義弘委員

23番、梅田です。

2番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、貸し資材置き場建設のための転用申請でございます。農地区分は、10ha以上の一団の規模の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に居住する者の必要な施設で集落に接続して設置され、不許可の例外に該当いたします。申請人の叔父が建築業を営んでおり、事業の拡大で資材置き場が足らなくなったことと、植木方面での工事が増え、現場近くでの資材置き場が必要になったことから、貸し資材置き場として計画したとのことです。土地利用計画は、建設資材等の置き場で、計画配置図等から転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配もないと思われます。代替地の検討もなされており、事業計画、資金証明、排水同意等もそろっております。工事期間は、許可後から平成30年12月15日までを予定され、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、28件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から3番は関連で、コンクリートの製造販売を行う法人が、所有権移転による資材置き場への転用申請です。農地区分は、市街地に近接した10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。なお、代替地も検討済みです。土地利用計画は、資材置き場として山砂置き場、砕石置き場、車両置き場を計画されており、転用面積は妥当と判断されます。資金計画と証明、排水計画、隣接調整、被害防除については問題なく、土地改良区から転用は差し支えない旨の意見書が添付されています。工事完了は平成30年12月20日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、1番から3番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員の眞鍋です。

4番から6番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、建築土木業を営む法人が、所有権移転により資材置き場にするための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討済みです。土地利用計画は、事業拡大による資材置き場不足のため、申請地に二次製品、型枠足場、土砂仮置き場等を計画されており、転用面積としては妥当なものと判断しました。資

金計画と証明、排水計画、隣接調整、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成31年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

5番は、所有権移転による個人住宅を建築するための転用申請です。農地区分は、市街化の傾向が著しい区域にあり、上下水道2管が埋設された幅員4m以上の道路の沿道にあり、申請地の500m以内に複数の医療施設、教育施設が存在するため、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、木造2階建て住宅1棟を計画され、配置図から転用面積は妥当であると判断されます。資金計画・証明、給排水計画、隣接地調整、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成31年3月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。申請地は集落内開発制度指定区域にあり、開発許可の事前協議済みです。

6番は、建築資材のリース業を営む法人が、賃借権を設定し駐車場に転用するための申請です。市街地に近接した10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討済みです。土地利用計画は、事業拡大に伴い不足している社用車・従業員・来客用の駐車場として12台分を整備される計画です。転用面積としては妥当なものと判断いたしました。資金計画と証明、排水計画等は問題なく、隣接に農地はないため周辺農地へ支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成30年8月31日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

以上、4番から6番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、4番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

7 番 橋本春利委員

7 番委員、橋本です。

7 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7 番は、個人住宅建築のための所有権移転の転用申請です。農地区分は、10ha 未満の農地で生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積347㎡に個人住宅1棟、平屋建て、建築面積98.54㎡の建築で、転用面積としては適正な面積と判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。

また、開発許可も必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は、平成30年7月2日から平成31年3月31日までを予定されております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、7 番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8 番。

15 番 上妻孝市委員

15 番委員、上妻です。

8 番から11 番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

8 番は、農家住宅の転用申請で、所有権移転されるものです。申請者はミカンをつくられる専業農家で、子供の成長を考え、実家に隣接した申請地に住宅の建設を計画されました。農地区分は、広がりがない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。

土地利用計画は、農家住宅1棟、木造平屋建て109㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はございません。

工事期間は、平成30年6月中旬より11月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

9番は、個人住宅への転用申請で、所有権移転されるものです。申請者は現在借家にお住まいですが、よりよい生活環境を築くために住宅の建設を計画されました。

農地区分は、中山間地の広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。

土地利用計画、個人住宅1棟、木造2階建て112㎡の建設です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は平成30年8月初旬より12月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

10番、11番は関連で、10番は、太陽光発電設備への転用申請で所有権移転されるものです。11番は、太陽光発電設備へ進入するための通路への転用申請で、地役権を設定するものです。申請地は周辺に遮蔽物など無く、十分な日照が確保され、ソーラーパネル設置に最適であるため設定されました。農地区分は、中山間地の広がりのない小集団の農地のため第2種農地と判断されます。土地利用計画は、10番は転用面積1,084㎡に発電規模90kw太陽光パネル300枚を設置される計画で、11番は74㎡を転用し太陽光発電設備までの通路として利用するもので、通路部分につきましては転用済みのため所有者からの始末書が提出されています。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題はありません。工事期間は8月初旬より12月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

以上4件、先日の地区委員会で現地確認を行い検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、8番から11番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、12番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

12番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

12番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、事業内容が隣接地にある既存施設の拡張であり、転用面積がその既存施設の2分の1以下であるため、不許可例外規定に該当するものと判断いたしました。代替性については検討してあります。土地利用計画は、転用面積682㎡に従業員の通勤用普通自動車28台分の駐車場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成30年8月10日から31年1月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用確実性、周辺農地への影響など一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、12番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

13番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

13番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。また、代替性についても検討されております。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積98.74㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、都市計画法第34条の規定による指定既存集落内の自己用住宅として、開発景観課へ事前協議の申請中とのこと。工事計画は、平成30年7月10日から平成31年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、13番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、14番。

22番 木村憲正委員

22番、木村です。

14番から21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番から18番は関連で、所有権移転による建て売り住宅建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断いたしました。代替性については検討されています。土地利用計画は、他地目含む総事業面積3,747.7㎡のうち、転用面積3,192㎡に建て売り住宅11棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は平成30年7月1日より平成34年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

19番は、所有権移転による個人住宅及び水路、公衆用道路のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断いたしました。代替性については検討されています。土地利用計画は、他地目9.76㎡を含む総事業面積505.24㎡のうち、転用面積495.48㎡に個人住宅1棟及び水路、公衆用道路を建設される予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除ともに問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は平成30年7月15

日から平成31年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

20番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の区域内の農地で第2種農地と判断されます。代替地については検討してあります。土地利用計画は、転用面積1,166㎡に建売住宅4棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景觀課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は平成30年7月2日から平成31年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

21番は、資材置き場の転用許可申請です。農地区分は、生産性の低い10ha未満の区域内の農地で第2種農地と判断されます。代替地については検討してあります。土地利用計画は、転用面積1,412㎡に砂利、パイプ、足場用資材及び重機置き場で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成30年6月20日より平成30年9月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上8件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長 　　ただいま、14番から21番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それから、14番から18番については3,000㎡を超えていますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、22番、お願いします。

11番 網田稔委員

　　11番委員。

　　22番から24番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

22番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替性についても検討されております。土地利用計画は、個人住宅1棟、建築面積54.65㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成30年8月1日から31年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。申請地には平成24年の現都市計画法施行前から住宅が建築されてきた経緯があり、今回はその建てかえのため開発許可を要しないことが確認されております。なお、許可を得ず建築物が建築されていたため、深く反省されている旨の始末書の提出がなされております。

23番は、賃貸借権設定による資材置き場への転用の許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替性についても検討されております。土地利用計画は、申請法人は城南町近郊にて土地造成工事を受注しており、申請地に重機駐車場4台分、型枠置き場などを整備し利用される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成30年6月1日から30年6月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

24番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。また、代替性についても検討されております。土地利用計画は、木造2階建て個人住宅1棟、延べ床面積89.01㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事計画は、平成30年8月1日から30年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、22番から24番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、25番。

23番 梅田義弘委員

23番、梅田です。

25番から28番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

25番は、所有権移転による貸し駐車場建設のための転用申請でございます。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。申請人は、知人が経営する近隣の産業廃棄物処理業者が駐車場不足のため、大型のトラックなどで出入りができ、安全で効率的に作業ができる駐車場として貸すために建設するものとして申請されました。土地利用計画は、駐車場8台分で、転用面積としては適正な面積と思われる。代替地の検討もなされており、土砂の流出、被害防除等の心配もないと思われ。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっております。工事期間は許可後から平成31年6月24日までを予定され、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

26番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用申請でございます。農地区分は、10ha以上の一団の規模の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に居住する者の必要な施設で集落に接続して設置され、不許可の例外に該当します。申請人は共同住宅に住んでいましたが、子供たちが成長し手狭になったことから、住宅を建設することになったとのことです。土地利用計画は木造2階建て1棟を建設予定で、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われ。代替地の検討もなされています。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は、許可後から平成31年6月30日までを予定され、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可協議中で集落内開発制度指定区域内です。

27番は、所有権移転による共同住宅建設のための転用申請でございます。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。申請人は製材業と不動産賃貸業などを行っていますが、申請地は交通の利便性がよく近隣に工場があり、この地域の共同住宅の需要が見込まれることから、この土地を選定し計画したとのことです。土地利用計画は、2戸1棟の共同住宅3棟と道路部分などで、転用面積としては適正な面積と判断されます。代替地検討もなされ、土砂の流出、被害防除等についても心配はないと思われ。事業計画、資金証明、排水同意

等もそろっており、工事期間は許可後から平成31年12月31日までを予定され、許可後、速やかに着手されることを確認しており、開発許可協議中で集落内開発制度指定区域内です。

28番は、所有権移転による用悪水路建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。申請地は温泉地域で以前温泉旅館を運営されていた前事業者が、温泉排水を排出するための排水路を設置していました。廃業された後に新規に申請人の義父が起業し、既存排水路を利用してきましたが、既存排水路が譲渡人の水田内にあり、所有権移転や転用手続がなされていなかったことがわかり、今般の排水路の維持管理のため所有権移転と転用手続を行うもので、確認が不足していたとの反省と、今後適正に維持管理していくとの顛末書が添付されています。土地利用計画は、延長39m、幅2.5mの用悪水路と維持管理作業スペースで、転用面積としては適正な面積と判断されます。水路は既に利用しており、機能的にまた地形的にこれにかわる代替地はなかったためとのことです。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は許可後から平成30年9月30日までを予定され、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしているとの協議でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、25番から28番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次に、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第5号議案、第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(3号)について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、17ページの1番から18ページの4番までの合計4件で、1番から4番まで公社による買い取りとなっております。面積は、4件合わせまして、田のみの1万8,754㎡で、売買価格は備

考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。18ページの5番から20ページの12番までで、貸手8名、借手7名の件数8件です。契約期間別では、6年未満が6件、10年以上が2件で、面積は8件合わせまして、田1万9,131㎡、畑2,675㎡の、合計2万1,806㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、露地野菜、飼料作物、麦となっております。

次に、再設定分です。20ページの13番から24ページの25番までで、貸手13名、借手11名の件数13件です。契約期間別では、6年未満が11件、10年以上が2件で、面積は13件合わせまして、田3万2,460㎡、畑3万4,499㎡の、合計6万6,959㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、飼料作物、畑作物、施設野菜、果樹となっております。

続きまして、第6号議案です。

25ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。26ページの1番から31ページの16番までで、貸手16名の件数16件です。契約期間別では、6年未満が6件、6年以上10年未満が1件、10年以上が9件で、面積は16件合わせまして、田4万3,497㎡、畑8,968㎡の合計5万2,465㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定しております。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上でございます。

議長 ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第7号議案、納税猶予に関する適格者証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、願出人の耕作状況など地区委員会で調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員の眞鍋です。

1番について、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

相続税の納税猶予に関する適格証明願の申請があった農地について、地元委員が現地確認を行い、願出人が耕作していることを確認し、営農を継続されるものと判断いたしました。地区委員会では、申請に伴う証明を行うことに問題がないことを確認いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することにいたします。続きまして、2番。

19番 緒方一臣委員

19番委員、緒方です。

2番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。願出人は専業農家で、申請があった農地について現地調査を行い、申請人が全筆適正に耕作しており引き続き農業経営を継続する意欲があることを、地元農業委員が確認しています。

以上1件、さきの地区委員会において、証明書の交付について何ら問題がないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状

況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番について、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

相続税の納税猶予を継続するための証明願です。証明願の申請があった農地について地元委員が現地確認を行い、願出人が耕作していることを確認し、地区委員会では、申請どおり証明することに問題がないことを確認しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。続きまして、2番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員の眞鍋です。

2番について、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

証明願の申請があった農地について地元委員が現地確認を行い、願出人が耕作していることを確認し、地区委員会では、申請に伴う証明を行うことに問題がないことを確認いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。続きまして、第9号議案、非農地証明願、1件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

8番 角居登委員

8番委員。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、宅地であることの証明願です。申請地は以前より宅地として利用してきましたが、土地の売買の計画に伴い地目が農地であることが判明しました。申請地の固定資産評価証明書により、昭和13年には住宅が建築されたことが証明されております。このことから、昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地と確認いたしました。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い、協議、検討した結果、証明書の交付について何ら問題がないものと判断いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。次に、議案別冊にあります報告事項です。事務局より説明を願います。

事務局 それでは、報告事項でございますが、別冊の34ページの次のページからカラー刷りか何かですが、報告事項として、1番から10番まで合計97件の報告事項が上がっております。内容については割愛させていただきます。以上です。

議 長 続きまして、第10号議案、平成29年度事業報告について議事をお願いいたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 第10号議案、平成29年度事業報告についてご説明申し上げます。こちらの黄色い表紙の農業委員会総会議案をお願いいたします。

4ページをお開きください。4ページの第1、事業総括になります。1で農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく法令業務、2で同第6条第2項に基づく農地等の利用の最適化の推進業務、3で新体制への移行

に係る準備事業に取り組んだところでございます。

5ページをお願いいたします。5ページは第2といたしまして事業概要を記載しております。5ページから12ページには、農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づきます法令業務でございまして、まず5ページから7ページは会議の開催状況を記載してございます。開催活動といたしましては、平成29年度は全12回の総会を開催いたしましたところでございます。また、地区委員会、役員会も適宜開催されたところでございます。また、7ページでございませけれども、2つの専門委員会を設けてありまして、農業振興専門委員会では農業の担い手の対策を行っております。また、農業者年金加入推進専門委員会におきましては、農業者年金の加入推進についてさまざまな活動を行ってきたところでございます。

また、7ページの中段から8ページの中段には、(2)といたしまして農地法の許認可業務の実績を記載しております。農地法第3条、4条、5条及び18条の許可申請や届け出についての実績になっております。

次に、8ページの中段には(3)といたしまして農業経営基盤強化促進事業の実績を記載しております。農業経営基盤強化促進法に基づきます担い手への農地集積につきましましては、権利等の種別ごとに記載を9ページにかけてしております。また、9ページの一番下、下段(イ)農地移動適正化あっせん譲受等候補者を、10ページには(ウ)といたしまして認定農業者、(エ)といたしまして農地所有適格法人について、各区ごとに人数等を記載しております。

また、10ページの後段の(4)農地中間管理事業といたしまして、担い手への農地の面的な集積を図ったものでございます。

また、(5)といたしまして農業者年金業務についても記載いたしております。

続きまして、11ページをごらんください。(8)といたしまして租税特別措置法等業務といたしまして、租税特別措置法の農地の相続税及び贈与税の納税猶予事務の処理実績について記載しております。

次に、次のページをお開きいただきまして13ページをお願いいたします。大きな2番でございませ。農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づく農地等の利用の最適化の推進業務でございませ。こちらは担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進及び違反転用への適正な対応など、さまざまな取り組みを行ったところでございませ。

次に、15ページをお開きください。大きな3番の農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づく業務といたしましては、各種調査事業や情報宣伝活動といたしまして、「農業委員会だより」の発行や「市政だより」へ

の掲載及び、ホームページの効果的な活用に取り組んだところでございます。

16ページから23ページは、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価になります。これは今ご説明いたしました平成29年度の業務内容を熊本県に報告するための様式でございまして、実績数値等を記載しているものでございます。

その中で16ページのⅠ、農業委員会の状況といたしまして、熊本市の本市農業の概要及び農業委員会の体制を、平成30年4月1日現在で記載しております。

次に、17ページはⅡ、担い手への農地の利用集積・集約化といたしまして、平成29年度の目標及び実績を記載しております。実績につきましては現在集計中でございますので、集計が終わり次第また皆様方にご報告をさせていただきたいと考えております。

次に、18ページのⅢ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてでございます。平成29年度の目標と実績、目標達成に向けた活動を記載しております。参入実績は33経営体、32haとなっております。

次に、19ページのⅣ、遊休農地に関する措置に関する評価でございますが、平成29年度は解消目標2haに対し目標の倍に値する4haの解消が図られております。

続きまして、20ページのⅤ、違反転用への適正な対応といたしまして、違反転用者に対し是正指導等を行ってきました。28年度は2.2ha違反転用農地がありましたが、29年度は3.4haの違反転用が確認されたものでございます。

第10号議案の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま事務局から説明がありました。この報告について何かご意見ございませんか。何もありませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　それでは、第10号議案、平成29年度事業報告について承認することにご異議ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということでございますので、第10号議案、平成29年度事業報告について、事務局の説明のとおり承認することに決定いたします。

次に、第11号議案、平成30年度事業計画（案）について議事をお願いいたします。事務局は説明をお願いいたします。

事務局

第11号議案、平成30年度事業計画（案）についてご説明申し上げます。

同じく25ページをお願いいたします。まず本年度平成30年度の事業方針でございますが、平成30年度は熊本市農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する事業を最も重要な事業と位置づけまして、担い手への農地利用の集積・集約化及び遊休農地の発生防止・解消、また、新規参入の促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。また、熊本市農地利用最適化推進チームといたしまして、本市管内9地区におきまして農業委員会、熊本市農水局、熊本県、それと農協、農地中間管理機構をメンバーといたしますチームを、先月5月に全地区立ち上げになったところでございます。

26ページをお願いいたします。第2、事業概要でございます。1の農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく法令業務でございます。

(1)の会議の開催から次の27ページの(9)の証明書発行業務まで、昨年同様適正な事業の執行を行ってまいります。委員の皆様方におかれましては、現地調査、確認及び案件の審議、地元での相談受け付けなど、多種多様な業務をお願いすることになりますが、引き続きよろしく願い申し上げます。

27ページをお願いいたします。27ページの下段のほうですが、大きな数字2、農業委員会等に関する法律第6条第2項に基づく農地等の利用の最適化の推進業務でございます。この業務は、平成28年度より農業委員会が行う必須業務として位置づけられているものでございます。先ほどの事業方針の中でもお話ししましたように、熊本市農地利用最適化推進チームで組織的に活動を行い、担い手への農地利用の集積・集約化及び遊休農地の発生防止・解消、また、新規参入の促進について取り組んでまいりたいと思っております。

次に、28ページをお願いいたします。28ページの上のほうの(4)の違反転用への適正な対応につきましては、違反転用につきましては早期発見に努めまして、早い段階での是正指導を行ってまいりたいと考えております。

次に、その下の大きな3、農業委員会等に関する法律第6条第3項に基づく業務についてでございますが、調査事業と情報宣伝活動を行っていくものでございます。特に情報宣伝活動につきましては、昨今のIT技術の向上は目覚ましいものがございますので、より効果的な情報の発信と宣伝

活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、29ページでございます。29ページから31ページについてでございますが、これは平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。記載項目につきましては熊本県へ提出する報告書類と同じ内容になっております。こちら29ページ、Iの農業委員会の状況、次の30ページにはIIに担い手への農地の利用集積・集約化について、現状と平成30年度の目標を記載しております。こちら30ページの大きなIIのほうですが、1のこれまでの集積面積と2の目標集積面積ですが、現在集計中となっております。こちらにつきましては、集計が終わり次第ご報告をさせていただきたいと思っております。

同じく30ページのIII、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございますが、平成29年度は33の経営体が新たに参入しまして、それらの経営体が取得された農地面積は32haでございました。平成30年度の目標といたしましては、前年度実績と同じ目標として33経営体、32haを目標と考えております。

続きまして、31ページをごらんください。IVで遊休農地に関する措置でございます。現状の遊休農地は105haでございます。この遊休農地に係る平成30年度の目標といたしましては、解消面積を4haと目標面積を設定しております。

最後に、その下の31ページの下V、違反転用への適正な対応でございます。違反転用者に対して引き続き解消に向けた是正指導を行うこととしております。

以上で、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長 長 　　ただいま事務局から説明がありました。何かご意見等ございませんか。ありませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 長 　　意見などが無いようですので、それでは、第11号議案について承認することにご異議ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 長 　　異議なしということでございますので、第11号議案について承認することに決定いたします。

次に、第12号議案、平成30年度下限面積の決定について審議をお願いいたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 資料の32ページをお開きください。第12号議案、平成30年度下限面積の決定についてでございます。こちらは国の通知に基づきまして、毎年度農業委員会で下限面積の見直しの検討をしておりますので、提案をさせていただきます。熊本市は現在、下限面積を農地法に基づき50aといたしております。農地法第3条第2項第5号にあります別段面積は設定しておりません。今後1年間も別段面積は設定をしないという今回の提案でございます。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま、平成30年度の下限面積の決定について説明がありました。これに異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということでございますので、第12号議案、平成30年度下限面積の決定について、原案どおり承認することに決定いたします。それでは、追加議案1、買入協議を行う旨の通知の要請についてです。この件についても事務局より説明をお願いします。

事務局 追加議案1についてご説明いたします。お配りしております1枚紙の資料です。追加議案1をごらんいただきたいと思います。

農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による買入協議を行う旨の通知の要請について、ご説明いたします。平成30年5月23日、下記の所有者より、利用権設定等所有権の移転についてあっせんを受けたい旨の申し出があったため、平成30年5月24日に農地中間管理機構等を含めた利用調整等を行いました。しかし、出し手の提示する金額と公社買取価格との間で格差があったため、調整は不調に終わりました。そのため、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定により熊本市長に対し、同法16条第2項の規定による申出者への通知をするよう要請するものです。

以上、追加議案について説明を終わります。

議長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということでございますので、原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、追加議案2、農地利用最適化推進委員の委嘱についてです。この件につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局 追加議案2、この横のほうをお願いいたします。追加議案2、農地利用最適化推進委員の委嘱について（案）でございます。以前より1名が欠員となっておりました南区城南町豊田区域の、農地利用最適化推進委員の候補者を記載しております。農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条の規定によりまして、農業委員会が委嘱するものでございます。本年4月23日から5月22日の1カ月間、推進委員の公募を行いました。その結果、募集人数1名に対しまして3名の推薦応募がありました。しかし、今月6月6日に1名の方が辞退されましたので、最終的には2名の推薦応募となりました。本日、農地利用最適化推進委員選考委員会が開催されまして、推進委員候補者が選考されました。この候補者を、農地利用最適化推進委員といたしまして平成30年6月11日付で委嘱してよろしいか、お諮りするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということでございますので、原案どおり承認することに決定いたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事につきましては全て終了いたしました。

次に、次第5の報告事項に入ります。ここで報告事項の2点でございます。平成30年度農業委員会予算と賃借料のほうについて、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、またこちらの資料のほうにお戻りいたします。こちらの資料の33ページをお願いいたします。こちらには平成30年度の予算をお示ししております。年間予算は3億3,635万3,000円となっております。

歳入予算ですが、一番上に農業委員会補助金とありますが、これは熊本県からの補助金でございます。この補助金が1,980万6,000円と

なっております。このほかには下から2番目に県権限移譲事務市町村交付金とありますのは、熊本市農業委員会は農地転用許可に係る権限を熊本県から移譲されておりますので、その分の交付金が456万9,000円となっております。

歳出予算ですが、30年度は農地基本台帳整備予算が計上されておられません。理由としましては、農地台帳の電算システムが本市の情報システムの一部として位置づけられましたので、システムの使用料を農業委員会ではなく市長事務部局が負担することとなったためでございます。

予算についての説明は以上でございます。

続きまして、資料の34ページをお願いいたします。こちらには平成29年1月から12月までに公告された農地の10a当たりの賃借料をお示ししております。この表に記載しておりますデータ数は集計に用いた農地の筆数を記載しております。賃借料を物納している場合は60kg当たり1万4,204円で換算して集計をしております。

賃借料情報について説明は以上でございます。

議 長

次に、次第の6、その他ですが、本日は1件あります。熊本市農業委員会専門委員会概要について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、お配りしております今度は横判の1枚紙、熊本市農業委員会専門委員会概要（案）をごらんいただきたいと思っております。こちらは以前からお話をしておりました、これから設置を予定しております農業委員会専門委員会の概要案をお示ししております。

まず左のほうからご説明いたします。農地利用最適化推進専門委員会でございます。この専門委員会の目的ですが、目的は農地利用の最適化の推進でございます。構成する委員数ですけれども、18人を予定しております。この委員の内訳なんです、地区委員会から各1名の農業委員及び各1名の最適化推進委員を出していただいて、合計18名で構成をしていただくというふうに考えておるところでございます。4番の業務内容なんです、内容としましては担い手への農地集積、最適化の推進に関する指針案の作成、遊休農地の発生防止・解消、非農地化の判断基準案の作成、新規参入の促進、その他委員が必要と認める事項としております。この委員会の役員なんです、委員長1名、副委員長1名、いずれも属される委員さんの中で互選で決定していただきたいというふうに考えておるところでございます。

表の真ん中をごらんいただきたいと思っております。次に、農業振興専門委員会でございます。目的としましては農業の振興となっております。こちら

の構成する委員数は9人を予定しております。委員の内訳なんです、こちらは地区委員会から各1名の農業委員さんを出していただきまして、構成をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。4つ目の業務内容なんです、内容としましては農業の振興に関する事、農業委員の発案の検討、協議及び調整でございます。その他委員長が必要と認める事項となっております。委員さんたちでやっておられますタマネギの活動やヒマワリプロジェクト活動は、この委員会の活動に属するというふうに考えておるところでございます。役員につきましては最適化推進専門委員会と同じような考え方でございます。

そして一番右の農業者年金等専門委員会でございます。目的としましては農業者年金の加入推進、全国農業新聞の普及推進となっております。委員数につきましてはこちらも9人を予定しておるところでございます。委員の内訳は、地区委員会から各1名の農業委員を出していただきまして構成をしていただきたいというふうに考えております。業務の内容なんです、農業者年金の加入推進に関する事、農業新聞の購読促進に関する事、その他委員長が必要と認める事項となっております。役員につきましては、また同じく委員長1名、副委員長1名での構成を考えておるところでございます。

この3つの専門委員会の活動につきまして表の一番下の報酬・旅費等なんです、これは全ての専門委員会、日当とか交通費、旅費等の支給は予定はしておりませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

これはあくまで専門委員会の案でございます。こちらにつきましては本日ご意見を頂戴いたしまして、来月の総会で、正式に組織を決定する旨の審議をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

この資料の裏面をごらんいただきたいと思っております。こちらの表は農業委員会調査委員会でございます。この調査委員会は既に設置されている委員会でございますので、このような委員会がございますので本日はご紹介という目的で記載させていただいております。この委員会の目的等につきましては、資料にお示ししておりますとおりでございます。こちらは役員会に属される委員の方で構成していただく委員会でございます。以前は5人体制で、この調査委員会は組織をされておりました。本日の役員会で、これからの調査委員会の委員について役員会で話し合いが行われまして、現在の体制でも5人体制で組織していこうというふうなことが決定をされましたので、ご報告をいたします。

現在の農業委員体制での5人の皆さんをご紹介いたします。委員長は谷口副会長が務められます。副委員長は福原副会長が務められます。そして中央・東区代表委員は西富委員が務められます。西区代表委員は橋本委員、

北区代表委員は西川委員がお務めになられます。こちらの5人で組織されることが本日の役員会で決定しましたので、ご報告申し上げます。

事務局からの説明は以上です。

議長 ただいまの専門委員会について何か意見ございませんか。
何もなければ、以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。
よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたします。
これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後4時01分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成30年6月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 谷口 憲治

署名委員 橋本 春利

書 記 福 福 乃扶子